

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

- ・当社は、取締役会が定める企業理念、行動規範、会社の目指すコーポレート・ガバナンス基本方針に基づき、株主、投資家をはじめ従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の当社に係るすべてのステークホルダーとの信頼関係を構築するとともに、コーポレート・ガバナンスを整備しております。
- ・当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を採用し、取締役の一部である独立社外取締役3名で構成される監査等委員会、取締役会の経営監督機能強化、経営の透明化、公正性の向上及び業務執行の意思決定の迅速化を図っております。また、取締役の選任・解任や取締役報酬決定に関するプロセスの透明性と客観性を確保し、説明責任を強化することを目的に、任意の指名・報酬委員会を設置しております。
- ・当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題のひとつとして、継続的に改善に取り組んでおります。
- ・当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を「コーポレートガバナンス・コード当社取組方針」として取りまとめ、当社ウェブサイトにて開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、改訂コーポレートガバナンス・コード(2026年7月版)の各原則を実施しておりますが、以下の各原則については、その一部を実施しておらず、その理由を記載いたします(当社は東京証券取引所スタンダード市場及び札幌証券取引所の上場会社であり、プライム市場上場会社向けの内容は対象外としております)。

【原則1 - 2. 株主総会における権利行使】

・有価証券報告書の株主総会開催日前の提出について、当社は2025年6月期から株主総会開催日の前日に提出しておりますが、解釈指針が最も望ましいとする「株主総会開催日の3週間以上前」の提出には至っておりません。これは、有価証券報告書の信頼性の確保、監査手続に要する期間、実務上の対応及び社内リソース等を考慮したものであります。株主総会開催日や議決権行使に係る基準日の後ろ倒しを含め、対応可能性につき引き続き検討を進めてまいります。

・招集通知に記載する情報の電子的公表について、当社は招集通知の発送日に当社ホームページ及びT Dnetにおいて電子的に公表しており、「株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間」の公表には至っておりません。実務上の対応及び社内リソース等を勘案し、電子公表時期のさらなる早期化について引き続き検討してまいります。

【原則1 - 4. 政策保有株式】

・政策保有株式に係る議決権の行使について、当社は、議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の健全な経営に役立ち企業価値の向上を期待できるかどうか等を総合的に勘案して個別に賛否を判断しており、現時点で数値等の形式的・具体的な基準を策定・開示しておりません。当社の政策保有株式は限定的であります。議決権行使に係る具体的な基準の策定・開示については引き続き検討してまいります。

【原則2 - 2. 社内の多様性の確保】

・中核人材の登用等における多様性の確保について、当社は、ジェンダー・国際性・経歴(中途採用を含む)・年齢・文化的背景等の多様性とのバランスを加味しながらも、最も生産性の上がる人材を適材適所に配置していくことを基本方針としております。属性を理由とした登用が必ずしも生産性の向上に資さない場合があるとの考えから、現時点では中核人材の登用等に関する自主的かつ測定可能な目標を設定しておりません。もっとも、当該目標の設定が投資家との建設的な対話に資するものであることも踏まえ、その設定について引き続き検討を進めてまいります。

【原則4 - 3. 経営陣・取締役に対する実効的な監督】

・最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(サクセッションプラン)について、当社は現時点で体系的なサクセッションプランの策定・運用には至っておりません。当社は、取締役・執行役員選任のあるべき姿を「取締役・執行役員アレター」として定め、当該基準に基づく取締役・執行役員評価を通じて後継者候補について具体的に審議し、十分な時間と資源をかけて計画的に育成が行われるよう監督を行っております。体系的な後継者計画の策定・運用については、経営理念及び具体的な経営戦略を踏まえ、指名・報酬委員会への諮問等を通じて、引き続き検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則については、当社ウェブサイト「コーポレートガバナンス・コード取組方針当社取組方針」として開示を行っております。

特定の事項を開示すべきとされる各原則に関する開示は、次のとおり行っております。

・原則1 - 4(政策保有株式)、原則4 - 13(スキル・マトリックス、取締役会の実効性評価)等: 本報告書、有価証券報告書、株主総会招集通知参考書類等

・原則3 - 1(情報開示の充実)、原則4 - 3(3)(関連当事者間の取引)、原則4 - 7(任意の仕組みの活用): 本報告書及び当社取組方針

・原則4 - 1(企業戦略等の大きな方向付け/成長投資・経営資源の配分): 中期経営計画「Think Wild.」及び決算説明会資料、並びに下記「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」欄

・原則4 - 5(サステナビリティを巡る取組み)、人的資本・知的財産への投資: 本報告書「3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」及び有価証券報告書

なお、記載要領(2026年7月改訂版)において、従来の「コードの各原則に基づく開示」は「各原則に関する取組み」へ名称変更されておりますが、入力フォーマット上の切替が2027年3月を目途とされているため、当面の間、従来の欄に記載しております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	有り
アップデート日付 更新	2026年9月25日

該当項目に関する説明 更新

当社は、取締役会の役割・責務として、自社の資本コストを踏まえた収益計画や資本政策の基本的な方針を示し、収益力・資本効率等の向上に向けた成長投資(設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等)や経営資源の配分に取り組んでおります。

資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、資本政策の基本的方針を次のとおり定めており、本内容については中期経営計画「Think Wild.」の中で英文を含めて開示しております。

(1)成長投資の推進と資本効率の向上

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、成長投資を資本配分上の最優先事項と位置付けております。内部留保を積極的に活用し、優秀な人材の確保・育成及び内製化促進のための人的資本投資、システム開発、営業活動並びに資本業務提携等への投資を推進することで、新たな事業基盤の確立と収益力・資本効率の向上を図ってまいります。また、投資判断については、案件ごとに投資効率、回収可能性及び中長期的な企業価値への寄与を慎重に検討した上で決定してまいります。

(2)強固な財務基盤の維持

提供サービスの安定的なキャッシュ・フロー創出力を向上させることにより、継続的かつ機動的な成長投資を可能にしつつ、これまで財務の健全性を重視し積み上げてきた強固な財務基盤を維持してまいります。付加価値は優秀な人材確保・育成、内製化促進のため人材に投資し、自己資金は システム開発、 営業資金、 資本業務提携、 安全資産に投入していく旨、中期経営計画にて公表しております。なお、決済関連事業の性質上、収納代行等に係る預り金の安全な決済履行のために一定水準の現預金を保有する必要があり、その保有の必要性・合理性を踏まえうえで、成長投資への配分を検討してまいります。

(3)株主還元

2026年6月期より年間配当金にDOE5%を下限として導入して配当性向50%以上の配当を継続することと併せて、DOE2.5%を下限とする中間配当を実施する方針とし、公表しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	918,600	4.84
東京中小企業投資育成株式会社	613,600	3.23
宮澤 一洋	578,590	3.04
光通信KK投資事業有限責任組合	497,500	2.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	478,000	2.51
須田 忠雄	445,400	2.34
RE FUND 107 - CLIENT AC	361,000	1.90
渡辺 佳昭	343,800	1.81
日本生命保険相互会社	340,200	1.79
高橋 雅行	314,800	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード、札幌 既存市場
決算期	6 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
花澤 隆	その他											
浦田 祥範	その他											
山本・ティレル・由美	その他								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

花澤 隆	○	○	花澤 隆氏は当社の取引先であるNTT株式会社(前日本電信電話株式会社)を2009年6月に退任しております。	花澤隆氏は、日本電信電話公社(現NTT株式会社)において、長年ネットワーク技術分野を中心とした研究開発に携わってきました。また、同社取締役研究企画部門長、NTTアドバンステクノロジー株式会社代表取締役社長を歴任され、経営者としての見識、実績も豊富に有しております。また、2017年からは当社の社外取締役として、取締役会において、システムに知見のある経営者として、的確な指導、助言を数多くいただいております。当社のシステム開発・運営面の高度化に活かしております。これらのことから、公正かつ透明性の高い経営判断を期待できると判断し、社外取締役(監査等委員)に選任されております。 また、同氏は主要株主、主要取引先の出身者等に該当せず、経営から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映できることから、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
浦田 祥範	○	○	浦田祥範氏は当社の取引先である株式会社北海道銀行を2018年6月に退任しております。	浦田祥範氏は、株式会社北海道銀行、株式会社道銀地域総合研究所及び北海道ベンチャーキャピタル株式会社において、企業向け投融資業務、コンサルティング業務、地域経済成長のための政策提言、経営企画・戦略展開・管理業務に携わり、金融・地域経済・企業経営における知見を有しております。また、経営者としての知見に加え、ベンチャー事業投資、事業再成長投資、事業成長のハンズオン支援にも携わり、経営態勢の構築・基盤強化に関する知見も有しております。これらのことから、当社経営に対する的確な助言、業務遂行の適切な監督を期待できると判断し、社外取締役(監査等委員)に選任されております。 また、同氏は主要株主、主要取引先の出身者等に該当せず、経営から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映できることから、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
山本・ティレル・由美	○	○	当社はIR支援会社ジェムストーンパートナーズ合同会社との間で、スポンサードリサーチの提供を含むIR支援に関する取引をしております。ジェムストーンパートナーズ社は、山本・ティレル・由美氏が代表取締役を務めるNippon Investment Bespoke Research UK Ltdにスポンサードリサーチ作成を依頼しています。	山本・ティレル・由美氏は、上場企業向けコンサルティングや日本株リサーチ等に豊富な知識と経験を有しております。また、Nippon Investment Bespoke Research UK Ltd(ニッポン インベストメント ベスポーク リサーチ)の創業・代表取締役であり経営者としての知見も有しております。これらのことから、当社経営に対する的確なため、社外取締役(監査等委員)に選任されております。 また、同氏は主要株主、主要取引先の出身者等に該当せず、経営から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役に適切に反映できることから、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会を補助する体制としては明確化しておりませんが、監査等委員会は、その監査等が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、補助使用人又は監査等委員会への報告体制等について、監査等委員会としての基本方針を決定し、必要があると認めたときは取締役会に対して報告若しくは提案又は意見の表明を行うこととしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査部門に対して監査等委員会の監査方針及び監査計画を示すとともに、内部監査部門より内部監査計画、個別の内部監査結果等について報告を受けるほか、内部監査部門と緊密な連携を図ることで効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。また、会計監査人と監査等委員会は定期的な会合を設け、意見交換、情報交換を通じて、相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

独立社外取締役である監査等委員以外の取締役の選任・解任、報酬の決定に関する手続きの透明性及び客観性を確保し、説明責任を強化することを目的として、2022年9月21日に取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。社外取締役 花澤隆氏を委員長に、その他社外取締役 浦田祥範及び山本・ティレル・由美の両氏と社内取締役 宮澤一洋が委員となっております。

2026年6月期においては、任意の指名・報酬委員会を3回開催し、役員の選任、報酬制度の運用並びに報酬体系等について討議しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員はすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度の設定の他、業績向上による企業価値向上への強い意識をもち、株主重視の姿勢を明確にすることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。また、2022年7月8日付で業績目標連動型第3回新株予約権(有償ストックオプション)を発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

2022年7月8日付で業績目標連動型第3回新株予約権(有償ストックオプション)を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

当社には、報酬等の総額が1億円以上の取締役はいないため、個別報酬の開示は行っておりません。なお、2026年6月期の取締役の報酬等の総額は90,083千円(取締役(監査等委員を除く)5名 74,485千円、取締役(監査等委員)3名 15,598千円)です。(使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2022年9月21日付で取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数が独立社外取締役であり、独立社外取締役が委員長となる「指名・報酬委員会」を設置しました。この指名・報酬委員会への諮問と答申を受けて、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬の内容に係る決定方針を決議しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役(監査等委員を除く)の報酬は、()多様で優秀な人材を獲得し保持すること()企業価値の増大への取り組みを促進すること()株主との利害の共有を図ることを目的とした報酬体系とする。具体的には、基本報酬(金銭報酬)と会社業績を反映した業績連動報酬等で構成する。なお、決定のプロセスにあたっては、監査等委員である独立社外取締役が議長となり、かつ、独立社外取締役が構成員の過半を占める指名・報酬委員会(任意設置)の審議を経て取締役会で決定することで客観性及び透明性を確保する。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬については、固定報酬とし月例で支給する。また、基本報酬と業績連動報酬等の金銭報酬の合計は、株主総会にて決議された範囲内で、取締役会で決定する。

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額(基本報酬と業績変動報酬額の金銭報酬部分の合計)は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人分給とは含まない)と決議されている。

c. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、短期の業績連動報酬として金銭報酬と非金銭報酬で構成する。

業績連動報酬等は、基本報酬に一定度の比率を乗じた額を標準額とし、これに業績に連動した係数を乗じて算出する。業績の評価に使用する業績指標には、経常利益及び中長期的経営課題への取り組みに係る指標(例:サービスの売上高目標等)を使用する。業績連動報酬等の金銭報酬は、当期に支給する。

d. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等の非金銭報酬部分は、インセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬とする。譲渡制限付株式報酬は、下記本項で定める額に相当する個数(株数)を、株主総会にて決議された範囲内で、取締役会で決定し毎年11月に割り当てる。なお、払込期日(割当日)から1年間を譲渡制限期間として定める。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として導入された、取締役(監査等委員を除く)の譲渡制限付株式報酬の限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額2千万円(3万株)以内と決議されている。

e. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬と短期実績を反映した金銭報酬及びインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬の額の割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、原則として50:50を基準として設定する。業績連動報酬等における非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)の額は、基本報酬及び業績連動報酬等の合計並びに使用人を兼務する取締役にあっては使用人分給与を加えた額の原則として15%を基準として設定する。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の各個人別の報酬等は、役位及び職責に応じて第三者機関による調査データを参考に、業種・業態・事業規模・株式時価総額等で当社と類似する企業の水準を確認したうえ、業績目標達成度等を勘案し、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、その答申をもとに取締役会で決定する。

【社外取締役のサポート体制】更新

取締役及び監査等委員である社外取締役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。また、社外取締役は、経営会議等重要な会議への出席・議事録閲覧、重要な社長決裁の閲覧、使用人へのヒアリングなどを独自の裁量で実施できる体制としており、情報収集力の強化が図られています。

また、監査等委員会については、現在、監査等委員を支援する人員を配置していませんが、監査等委員の職務の必要に応じ、内部監査室をはじめ、適宜、各部門の人員が支援にあたる体制としています。取締役会を支える取締役会事務局の設置については、必要に応じて今後検討を進めてまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社の取締役会は、取締役8名(うち監査等委員である独立社外取締役3名)で構成されており、月1回の定時取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催し、迅速に意思決定を行っております。また、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす取締役会決議の省略も必要に応じて実施しております。

取締役会決議事項は執行役員及び部門長で構成する経営会議にて事前審議を行っており、その事前審議内容を踏まえて、取締役会において十分な検討が行われております。また、業務運営上の重要事項についても担当取締役から適切な報告が行われております。監査等委員である社外取締役は、高い独立性を有しており、その監査等委員に対し取締役会での議決権を付与することで、独立した客観的な立場から、取締役及び執行役員に対する実効性の高い監督を行っております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員である独立社外取締役3名により監査等委員会を組織しており、月1回の定時監査等委員会及び機動的な臨時監査等委員会を開催しております。また、取締役会に出席し討議・決議状況をチェックし、積極的に意見陳述をしております。監査等委員による監査の状況は、取締役会への出席に加え、重要会議等への出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の閲覧等を通じて、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査しております。加えて、内部監査室や会計監査人との情報交換を積極的に行っております。

当社は2022年9月21日付けで、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役である監査等委員で構成する指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役の選任・解任、取締役報酬決定に関するプロセスの透明性と客観性を確保し、説明責任を強化することを目的としており、取締役会からの諮問を受け、委員会での審議を経て審議結果を取締役に答申いたします。透明性や客観性を確保するため、独立社外取締役である花澤隆氏を委員長とし、社外取締役浦田祥範及び山本・ティレル・由美の両氏と社内取締役宮澤一洋氏が委員となっております。

会計監査は、第三者である会計監査人から適正な監査を受けるとともに、重要な会計的課題については随時、相談・検討を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、健全で透明性が高く、効率的で開かれた経営を実現することを目指しております。そのために、迅速な意思決定及び取締役相互間の経営監視とコンプライアンスの徹底、株主様等のステークホルダーを重視した透明性の高い経営とディスクロージャーの充実、アカウンタビリティの向上に努めてきております。

当社は、すべての株主の皆様に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の皆様の権利の確保と適切な権利行使に資するため、適切かつ速やかな情報開示を行ってきております。

また、当社は、取締役会において経営の意思決定及び監督を行っており、企業戦略等の方向性、重要な事案・リスクの分析と対応方針等を審議するとともに方針を決定しております。第36期からの監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会における経営執行の監理・監督責任は強化されており、取締役8名のうち、監査等委員である社外取締役3名に取締役会議決権を付与することで、独立した客観的な立場から、監理・監督責任の実効性を確保し、より公正かつ透明性の高い経営を行っております。また、監査等委員3名は、他社の経営者、監査役等の経営経験・経営監督経験を有するほか、金融業務、企業コンサルタント業務、株式関連業務、IR活動支援業務等々の幅広い経験を有しており、これらの知識や経験による外部からの視点に基づき、独立した中立な立場から、取締役会での適切な意見、判断を行う体制としております。

なお、監査等委員3名は東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める独立役員に指定しております。また、意思決定の迅速化のために、執行役員、部長による経営会議を定期開催し、企業戦略等の方向性、重要な事案・リスクの分析と対応方針等を審議し、必要に応じて、その内容を取締役会と連携する体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めています。定時株主総会については招集通知を法定期日より1週間以上早く発送するとともに、発送日に当社ホームページ及びTDnetにおいて電子的に公表しております。なお、招集通知の電子公表時期のさらなる早期化及び有価証券報告書の株主総会開催日前の提出(現状は開催日の前日に提出)については、実務上の対応、社内リソース等を勘案し、株主総会開催日・基準日の後ろ倒しを含めて引き続き検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主の皆様との対話の場であるとの観点から、より多くの株主の皆様が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであり、当社は9月下旬の開催であり、開始時間を午後2時とするなど、他社株主総会とは重ならないように開催日時の設定を行っています。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、2013年9月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使ができる環境を整備いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しております。当社では、2013年9月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権電子行使ができる環境を整備するとともに、2015年開催の定時株主総会から招集通知の英訳を当社ホームページに開示しております。なお、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの活用については、当社の機関投資家比率や費用対効果を勘案し、引き続き検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	2015年9月開催の定時株主総会から招集通知の英訳を当社ホームページに開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を不定期に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期を中心に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.wellnet.co.jp/)において、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ウェルネット コンプライアンス行動規準」において、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。また、当社は2022年9月に新たな経営理念(1.安全・安心・快適・便利を最大効率で実現する。2.社員に自身の可能性を試すフィールドを提供する。)を制定し、本経営理念の下、会社としての存在意義と社員の行動指針を“アレター”として定め、役員及び社員へ徹底しており、社内に掲示するとともに記載したカードを常時携帯して行動の拠りどころとなるように周知徹底しております。取締役会は行動準則の策定・改訂の責務を担い、コンプライアンスに関するeラーニングを定期的に実施するなど、行動準則が広く実践されているかについて適宜レビューを行っております。また、人的資本への投資や適切な分配として従業員への教育支援制度・奨学金返還支援制度を設けるとともに、取引先とは公正・適正な取引(サプライチェーンにおける適正な価格転嫁を含む)を行うことを基本方針としております。 (ウェルネット社員アレター) ・既成概念にとらわれず発想します。 ・まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします。 ・議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します。 ・「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします。 ・実行結果を検証し、さらに改善、を繰り返します。 ・報告は正直、正確、迅速に行います。 ・提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います。 ・清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は2023年1月に次を骨子とする「サステナビリティ基本方針」を定め、活動しております。1.社会・環境問題の解決への貢献、2.社会からの信頼の確立、3. Well-beingの尊重、4.地域社会への貢献。当社が推進する「IT活用・DX化」自体が地球環境保全に資するものと認識しております。 地域社会への貢献として、北海道の工業高等専門学校に通う経済面で苦悩する学生向けに設立した“ウェルネット奨学金”により多くの学生を支援しております。2025年度までの累計で1,129名に対して約1億1,200万円の奨学金を支給しており、経済的困窮による退学者0に直接的に貢献しております。本活動は今後も継続します。 また、地元北海道のウィンタースポーツ振興に寄与するため、北海道オール・オリンピックズが推進する「スクラム」構想へ参画し、当社社員としてアスリート4名の活躍を支援しております。うち2名(山田和哉選手及び蟻戸一永選手)は2026年2月にイタリアで開催された第25回オリンピック冬季競技大会に出場し、スピードスケート男子追い抜き団体(チームバシュート)において8位入賞を果たしました。2026年4月には「スケート部」を発足し、当社サービスプラットフォーム「ekaiin.com」等も有効活用し、ITによるスポーツ振興を促進してまいります。さらに、2025年6月に一般財団法人ウェルネットスピードスケート振興財団を設立しております。 米国で始まったビルやオフィスなどの空間を健康の視点で評価・認証する「WELL認証」最高ランク「プラチナ」認定を受けている当社本社社屋は、創意と工夫を凝らしたオフィスを表彰する「第36回日経ニューオフィス賞」も受賞、人的資本である従業員に最高レベルの労働環境を提供することで生産性向上や働き方改革など企業価値の向上を実践しております。また、省エネルギー、省資源、緑化などの面で環境配慮された建築物に与えられる、札幌市条例「CASBEE札幌」のAランクも取得しています。 【サステナビリティを巡る取組み・人的資本/知的財産への投資】 改訂コードにおいてサステナビリティを巡る取組みが取締役会の役割・責務として整理されたことを踏まえ、取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、自然災害等への危機管理、多様性などの課題への対応を、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題と認識し、積極的・能動的に取り組んでまいります。人的資本・知的財産への投資については、システム開発・人材投資等を通じて企業価値向上に取り組んでおります。なお、当社事業の推進自体がキャッシュレス・ペーパーレス社会の実現を加速するため、気候変動が当社財務諸表に与える影響は現時点では限定的と考えておりますが、TCFDに代えて、サステナビリティ開示基準(ISSB/SSB基準)を巡る動向を注視し、今後大きな影響を認識した場合は速やかに開示してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ウェルネット コンプライアンス行動規準」において、情報の適時・適切な開示について定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、という4つの目的達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである内部統制システムを構築しております。また、内部統制システムにおいては、統制環境・活動を整備することの他に情報の伝達経路を確保し、リスクに対応する体制を構築することが不可欠と考えております。特に、決済インフラを担う当社にとって重要なサイバーセキュリティリスクや、国際的な経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク、技術等の情報流出リスクについても、リスク管理体制を整備する際の考慮事項として評価・対応を行ってまいります。これらのことを念頭においた、当社の基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「組織規程」等の各種規程を整備し、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。また、法令遵守の立場から、コンプライアンス体制の基礎として、取締役が遵守すべき、「ウェルネット コンプライアンス行動規準」を定めております。

監査等委員会は、取締役会及び重要会議への出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類の閲覧等を通じて、取締役の職務を含めたコンプライアンス体制に問題点がないかの把握に努めております。

内部監査は、社長の指示により内部監査室によって各部門の業務監査を実施し、その報告は社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

通常は、定時及び臨時の取締役会、経営会議、全体会議、各部門会議等の会議体において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起がなされ、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や監査法人等から入手するとともに、外部者向けの通報窓口を設置し入手しており、弁護士や監査法人等から公正・適切な助言・指導を受け対応しております。

緊急時は、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応にあたっております。特に、個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークの認証基準に基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による迅速な意思決定を旨として、月1回の定時取締役会、及び機動的な臨時取締役会の開催により迅速な意思決定を行っております。また、取締役会決議があったものとみなす取締役会決議の省略も必要に応じて実施しております。

なお、取締役及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」等を定めております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人のコンプライアンス推進のために、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権尊重等の規準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

使用人の職務の執行が適正に行われていることを検証するため、社長の指示による内部監査室の監査を実施し、社長に対し直接報告する体制をとっております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為等を発見した場合には、管理部長、社外取締役、顧問弁護士に通報しなければならないこととしております。この場合、通報者の希望による匿名を認めることとし不利益な扱いをいたしません。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団を形成していませんが、将来の当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定めており、子会社が行う重要な意思決定については、当社との事前の協議が必要な旨を定め、子会社の適切な管理を行う体制を整えております。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査等委員会を補助する使用人を置いておりませんが、監査等委員会が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くこといたします。また、その選任については、取締役会において使用人の中から適任者を決定いたします。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、賃金その他の報酬については監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

(9) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会等において業務の執行状況を報告するとともに、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告を行います。内部監査においては、監査等委員会は随時内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施しその内容を把握しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、上記以外に業務等で当社にとって重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告を行います。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人との連携を緊密にするほか、必要に応じて顧問弁護士等の外部のアドバイスを活用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「ウェルネット コンプライアンス行動規準」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除する方針を明記するとともに、反社会的勢力による被害防止のための基本原則を定めております。

当社は、管理部にて反社会的勢力への対応を統括すべく不当要求防止責任者を設置しております。また、取引先との契約締結等に際しては、外部機関も活用して確認業務を都度行うなど、管理運用面も整備しております。なお、警察、北海道暴力追放センター、弁護士等の外部の専門機関とも密接な連携関係を構築しております。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、2013年9月26日開催の第31回定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」を株主の皆様にご承認いただき、いわゆる買収防衛策を継続しておりましたが、2016年8月18日開催の取締役会において、有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。当社は、経営陣・取締役会の保身を目的とする買収への対応方針は有しておりません。

なお、当社株式の大量買付行為を行なおうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示に係る基本方針について

当社は、経営の透明性や企業の信頼性向上のために積極的な情報開示が必要であるとの基本認識に立ち、株主の皆様をはじめとするステークホルダーが必要とする情報を適時・適切に開示することを基本方針として「ウェルネットコンプライアンス行動規準」に明記し、公平かつ適時・適切な会社情報の開示に努めております。

(2) 適時開示に係る社内体制について

当社は、適時・適切な情報開示を実現するため、社内規程（「情報開示規程」及び「内部者取引管理規程」）を定め、この基本ルールに従い適切な情報管理及び情報開示手続を行っております。会社情報の適時開示に係る業務の所管を管理部とし、取締役執行役員管理部長を「情報取扱責任者」としております。「情報取扱責任者」は、社内各部門との連携により、適切な情報収集および分析を行っております。「情報取扱責任者」に一元的に集約され分析された情報は、代表取締役社長の承認を得て開示が決定されます。決定後「情報取扱責任者」は管理部の「情報開示担当者」に指示し開示を行います。公表の方法は、TDnetへの登録や必要に応じて行われる記者会見、資料投函等の方法によっております。なお、公表した情報は当社ホームページにも掲載しております。

() 決定事実に関する情報

取締役会で重要事項を決定した場合は、決定後、速やかに「情報取扱責任者」の指示のもと「情報開示担当者」が開示を行います。

() 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報につきましては、当該事実の発生を認識した部門から直ちに「情報取扱責任者」に報告がなされます。「情報取扱責任者」は内容及び情報の関与者等を把握し、当該関与者に適切な情報管理について指導するとともに、適時開示の要否を判断のうえ、代表取締役社長に報告します。開示の決定を受けた後、速やかに「情報取扱責任者」の指示のもと「情報開示担当者」が開示を行います。

() 決算に関する情報

決算に関する情報につきましては、管理部が開示資料を作成し取締役会に付議し、取締役会の承認を得た上で、速やかに「情報取扱責任者」の指示のもと「情報開示担当者」が開示を行います。

() 子会社に係る情報

当社は、企業集団を形成しておりませんが、子会社に係る情報につきましては、「関係会社管理規程」に基づき当社への報告が義務付けられており、報告を受けた「情報取扱責任者」は適時開示の要否を判断のうえ、代表取締役社長に報告する体制を備えております。

(3) 適時開示体制を対象としたモニタリング

開示すべき会社情報は、正確性と適法性について会計監査人、また必要に応じて、弁護士のチェックとアドバイスを受けております。また、適時開示体制及び情報開示プロセスについて、監査等委員会による監視・監査、内部監査室による監査を実施しております。

